

# 警察・商工労働委員会記録

- 1 期 日 平成21年2月17日（火）  
2 場 所 第2委員会室  
3 出席委員 委員長 東 保幸  
副委員長 中村道徳  
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、  
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

## 6 報告事項

[警察本部]

- (1) 広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画（案）について
- (2) 平成21年広島県議会2月定例会提案見込事項
- (3) 「暴走族加入防止ポスター」等コンクールの実施結果について
- (4) 犯罪情勢について（平成20年中）
- (5) 日教組教研集会の開催に伴う警察措置について

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (6) 広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画（案）について
- (7) 平成21年広島県議会2月定例会提案見込事項
- (8) 平成21年広島県議会2月定例会提案見込事項
- (9) 産業・雇用対策の基本方針について
- (10) 広島県経済の動向

## 7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時32分
- (2) 記録署名委員の指名

[警察本部関係]

### (3) 質疑・応答

○質疑（栗原委員） 障害者の駐車禁止除外指定車標章についてお伺いします。これはそれまでは幅の広い対象基準だったものが改正されて、新交付基準ではいろいろと狭まっておりまして、生活の移動手段として使っているものの基準が狭まったということで、障害者の方々からいろいろ御意見をいただいているところです。

実は昨年12月18日、警察庁から県警本部長あてに、下肢不自由の障害を有する者に係る駐車規制からの除外措置の対象範囲の変更についてという通達があったと伺っております。

今まで広島県におきましては、下肢不自由者に対する交付基準は全等級だったわけですが、新交付基準でいいますと1級から3級の1までの各級ということになり、狭められたということで、大変お困りの方が多いわけです。

今そういった状況の中で、警察庁としても関係団体との意見交換の結果、この通達によりますと、1級から4級までの各級に変更するようになっており、各県警察で対応することになっております。

東京都は、この2月から下肢障害者に対する駐車禁止除外指定車標章の規定の変更をいたしました。東京都の場合は即座にこの基準が変更されたのですが、本県の場合、この件についてどうお考えか、お伺いいたします。

○答弁（交通部長） 12月18日、警察庁からの通達を受けまして、現在県警としましては、障害者団体との意見交換会等の場を通じまして、現行の交付基準に関する意見・要望を聴取しているところであります。

具体的に申し上げますと、ことし1月16日に広島県と広島市の障害者団体の方と対話会を開催いたしまして、今回の警察庁からの指示の理由などを説明したところでございまして、引き続き調整を図ってまいります。

今後の予定としましては、所要の調整検討が終了次第、公安委員会規則で定めておりますこの基準の一部改正を行いたいと考えております。

○要望・質疑（栗原委員） 私ども公明党としても拡大を主張していたところでありますが、こういう通達が来たわけですので、ぜひとも早急な対応をお願いしたいと思います。

それでもまだ、広島県の改正前の交付対象が全等級でありましたことに比べますと、4級までということですから、全等級ということにはならないと思うのです。こうした警察庁の通達もあるわけですし、これは各県で決められることですので、やはり今後とも交付基準の見直しは積極的に推進していただきたいと思っております。

警察庁の対応が今どういう方向に進んでいるのか、ほかの障害区分についても検討されているのかどうかについて、警察庁の考え方と、広島県の考え方をお伺いします。

○答弁（交通部長） まず、警察庁の考え方ではありますが、基本的には歩行困難者の方に対する交付基準が中心ではありますが、この基準は全国まちまちでありましたので、

統一的な基準にするというのが障害者の方の福祉に沿うものだというので、平成19年度に実施しました。このときに障害者団体の方の御意見を余り聞かずに一定の基準でやってしまったということで、昨年末にもう一度改正の指示を出したところでもありますので、それを踏まえて全国的に同じスタンスでやるようにという指示があります。

他の障害区分の障害者の方の標章を復活してほしいという要望につきましては、現在のところ余り届いていないという現状です。

それで、広島県としては、やはり全国統一基準に沿うことが障害者の方の福祉に沿うものだというので、各県ばらばらにやるのではなく、前回と同様に警察庁が示した基準で対応していきたいと考えております。

○質疑（栗原委員） 今のお話の中で、他の障害区分の方々からは改善についての要望はないというお話でありましたけれども、私は、それは少し事実誤認があるのではないかと思うのです。

直接そういう要望が行っていないのであれば、それは幾らでもこれから要望はお出ししますが、それでは、要望すれば対応していただけるのですか。今の答弁ですと、要するに要望がないからやっていないという話になるわけです。そのような姿勢で、これから対応するというのであれば、それは少し問題ではないかと思いません。

それでは、県・市の障害者団体と対話会を開かれていますので、どういう要望が出たのか、その内容を教えてください。

○答弁（交通部長） これは対象範囲の見直しということで、従前の基準を考慮して見直しをしていただきたいという内容で、昨年からそういった要望がございますけれども、現在、当方でも見直しを考えているという対話内容であります。

○質疑（栗原委員） 対象区分が他の障害者の方々からは、要望はないとおっしゃいましたが、今の話ですと、要望がないわけではないのでしょうか。

○答弁（交通部長） ないというのではなく、私の方へ伝わっていないということを申し上げておまして、それで基本的には全国統一にしているのは、歩行困難者ということで線を引いているということでございます。

○質疑（栗原委員） 要望がないわけではないのです。確かに広島県は対象が広がったのを、全国の基準に合わせる形で対象基準を狭めました。皆さん、そのことを全然受け入れてはもらっていません。規則が変わったことについて、受けとめてもらっていませんけれども、それでいいとはだれも思っていないわけです。

交通部長のところに声が全然届いていないから対応しないという考え方は少しおかしいのではないですか。今の対話会の中で要望がいっぱいあるということはお出ているわけでしょう。それができる、できないは別にして、そのままやはり受けとめるべきではないですか。

○答弁（交通部長） いろいろな要望があるわけですが、ただ歩行困難者に対す

る駐車除外の標章をお渡しして、身体障害者の移動性を確保しようという考え方でありまして、私は、すべからくもとのとおりに戻すというのが必ずしも福祉に沿うことであるとは考えておりません。

○質疑（栗原委員） 歩行困難者というのは、下肢不自由者だけではないわけです。視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害も全部歩行困難者ですから、そういう方々に対する交付基準が変わったことに対しては、皆さんやはり歩行困難者と同じように思っ  
ていらっしゃる。そういう部分について、要望は聞いておりませんという姿勢は、おかしいと思うのです。

要望はあるけれども、現状として、警察庁からの通達どおりにいきますと言われるのであれば、それはそれでしようがない部分がありますが、私が交通部長のお話の中で、要望がないと言われているから、そこが非常に問題だと言っているわけです。その認識について、もう一度教えてください。

○答弁（交通部長） 私の言い方が悪かったと言われるなら訂正しますが、私には要望は伝わっていないというお話をただで、全くないということは申し上げるつもりはございません。

それから、今、委員が言われるように、他の障害もお持ちのため歩行が困難だといった方につきましても、当然検討の俎上につけてくると思っております。

○質疑（栗原委員） ですから、検討の俎上につけてくるであろうということはどう考えているのかということです。現状はどうかということを知りたいのです。今回、交付基準がこういう形で1回狭まったものを、下肢不自由者のところについては拡大しようということになった。ほかの障害区分についてはどうお考えなのかということをお伺いしたいのです。

そのことについて、見直しの検討をするのか、それとも警察庁の指示に従うのか、お伺いしたいのです。

○答弁（交通部長） 基本的には警察庁の指示に従い、ならうということです。全国どこへ行っても同じような形で福祉が受けられるということから言いますと、広島県だけが突出してもとへ戻すというのはいかがなものかと考えております。

○質疑・意見（栗原委員） わかりました。先ほどの話ではありませんが、伝わっていないということは非常に私も残念な思いがいたします。障害者の皆さんの思いがすべてかなわないにしても、そういった要望が交通部長のところには直接上がっていないということであれば、障害者団体の方たちともお話ししまして、直接上がるような形の取り組みをお願いしていこうと思っておりますので、これからの対応をよろしくお願ひいたします。

○質疑（下原委員） 通告はしてございませんが、机上配付資料「日教組教研集会の開催に伴う警察措置」について、少し教えていただきたいことがあります。

全国47都道府県でございまして、順番からいけば、47年ぶりというのが本来の姿ではないかと思っております。受け入れ側が積極的に受け入れて広島県でやるのかと思っ

たわけですけれども、田中内閣時代に議員会館と国会議事堂の間を通行する車をとめて、日教組のためにわあわあやっている一方で、学校に帰って、交通ルールを守りましょうという先生方が多分おいでになるのだらうと思いますが、警備が必要だということで警察定員5,044人のうちの2,100名が出て、それにかかる費用とか、あるいはそのことによって、ほかの地域の安全・安心が薄れるのではないかという懸念を抱いているわけでございまして、人件費も含めた費用はどの程度のものか、わかれば教えていただきたいと思います。

- 答弁（警備部長） まことに申しわけありませんが、手元に資料がございません。
- 質疑（門田委員） まちを車等で走ったり、あるいは歩いたりしてしまして、主要な交差点で民間の方が交通整理といいますか、赤や緑の旗を持って指示をされている風景を、毎日ではありませんが、時折目にします。これについて、まずどういうルールで、どういう方々が旗を持って立っているのか、お聞きしたいと思います。
- 答弁（交通部長） 今、門田委員が御指摘のことは、いわゆる道路交通法の違反者講習の一環として行われるいわゆる社会参加活動だと思います。

これについて若干お話いたしますと、これは道路交通法第108条の2に違反者講習が規定されておりまして、これは平成10年10月1日から法に規定されているわけですけれども、基本的には、運転者としての危険性が高い者については免許の取り消しであるとか、停止といった行政処分を行うわけですけれども、運転者としての危険性が総体的に低く、教育による改善が期待できる者については行政処分することなく、違反者講習ということで、これは座学と実車により自動車コースを運転する場合と、それから委員がまちで見かけられたような、横断歩道とかで交通弱者に対する誘導をしたり、交通安全活動の補助をしたりといったことで、運転者としてのモラルを向上していこうとする講習です。

- 質疑（門田委員） これは他のものとの代替措置としておやりになっているのですか。例えば、どちらか選びなさいというような形になるのですか。
- 答弁（交通部長） これは今申しましたように、実車の講習か、社会参加型の講習・活動かを該当者の方が選択してやっております。当方で決めているわけではございません。
- 質疑（門田委員） 実際にその様子を見ますと、いかがなものかと思えます。御本人が選択されておやりになっているのはいいとして、旗振りなど交通整理の指導は事前に何かなされているのですか。
- 答弁（交通部長） 実際に誘導などを行う場合に、基本的には事前に実施要領について説明して、それからやっていただくことになっております。
- 質疑（門田委員） 一定のことはおやりになっておられるのでしょうけれども、実際の姿を見ますと、私だけかもしれない、あるいは他の人もそのような感じを持たれるかもしれないのですが、言ってみれば積極的にきちんと誘導されているようにはなかなか見えない。何となく嫌々しているような感じもするのです。

そのため、やらされているというイメージも持つわけなのです。御本人の選択でおやりになっているとは言いながら、第三者が見ると、言葉が不適切かどうかは別として、何かさらし者、見せしめというような感じさえしかねない、そういうケースも見えるのです。これは恐らく道路交通法に基づくものでしょうから、全国統一の制度でしょうが、もっと何か誘導方法の事前指導とかなさったらいかがなのかと疑問を持つのですが、どうでしょうか。

○答弁（交通部長） この講習につきましては、公安委員会が行う講習でありまして、県内4つの自動車学校に委託してやっていますので、このような御意見があるということ伝えて、改善すべき点があれば改善していきたいと思っております。

○質疑（大曾根委員） 「犯罪情勢について」の資料の中で、刑法犯その他の、またその小さな分類の中に占有離脱物横領とあるのですが、これはどういうことなのか、教えてください。

○答弁（刑事部長） 占有離脱物横領といいますのは、すべての物品というのは、だれかの個人の物ですが、一たん離れたものを持っていくということです。一番多いのは、自転車盗で、窃盗犯人が自転車をとりまして、それをどこかへ投げ捨てます、それを2次的にとったというのが、この数の中ではほとんどです。

○質疑（平委員） 同じ資料について質問したいと思います。殺人について、私の認識ができていなかったと思ったのですが、殺人事件が29件で多いという印象を持ったのです。殺人事件というのは、よくニュースに出ますので、ニュースに載った件数の感覚と比べて、広島県だけでこの29件は随分多いという印象を持ったのです。全部はニュースになっていないような気がするのですが、どういう殺人のケースが多いのですか。

○答弁（刑事部長） 未遂も入っています。刃物を持ちまして、最終的に殺さなかったけれども、殺意を持ってやって、死ななかったというのは、ニュースバリューとしては非常に低いですが、数に入っています。

それから、自殺関与ということで、夫婦で自殺しようということになりまして、相手の首を絞めて殺す、自分も自殺します、件数は2件と少ないですが、一応統計上は殺人ということで入っています。

あと、殺人予備と言いまして、刃物を持って殺そうと思って行って、まだ実行しないうちにつかまるというのも統計上は殺人です。

ちなみに、昨年、殺人は29件発生しまして、2件が未検挙になっております。1件は嬰兒殺人、もう1件は自殺関与で、夫婦で自殺したのですが、片方が生き残りました、昨年の事件で、統計上、ことしも検挙はできるのですけれども、まだ送致していないので、検挙の件数に入っていないのが1件あります。実質の未検挙は1件であります。

○質疑（平委員） 殺された方の人数と、この29件はどういう関連があるのか、私たちは詳しくないので、それだけお伺いしたいのですが。

○答弁（刑事部長） 実際に亡くなった数は、今統計上の資料を持っていませんが、未遂がありますので、かなり減っていると思います。

○要望（平委員） 印象として、随分と殺人事件が多いのだというのを思ったものから、詳しい数字はまた後で教えてください。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時29分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

#### (4) 質疑・応答

○質疑（門田委員） いろいろな緊急の融資枠がふえているのですが、現在の利用状況はどうですか。

○答弁（金融課長） 1月末現在の状況ですけれども、無担保スピード保証融資が枠に対して対前年度110%です。それから、県費預託融資は87%という状況です。トータルで対前年度94%という状況でございます。

○質疑（門田委員） 実は、前回の委員会でも出たのですが、中小企業を中心に、お借りしたいけれども、なかなか審査がうまく通らない。貸していただけないケースも多いということをお聞きします。壁がなかなか厚いという一般的な印象というよりも、具体的な事例もたくさんあるわけです。

ところが、この前、ある事業者の方から話を伺いまして、今県が取り組んでいる、非常によい融資制度を、想定してなかった事業者のところへこういう話があるのだけれども使わないかと金融機関が持ってこられたというのです。

そのようないい話があるのなら、それは利用させてもらうということで、緊急的に必要な事業者にはなかなか厳しいけれども、そうでもない企業にそれを使わないかと持っていつている。これは、金融機関としてもある程度、はかすといえますか、そういう意味では、一つの知恵として出てきたのだと思いますが、しかし、そういう形で融資枠が使われているということによろしいのでしょうか。

○答弁（金融課長） 県の制度融資、無担保スピード保証融資については、まず県のホームページにはもちろんありますし、それから私の方で取りまとめました制度の冊子を、商工会でありますとか、商工会議所、もちろん各金融機関にも置いております。こういったPRはしておりますけれども、今おっしゃられたように、例えば金融機関が持っておられるプロパーの資金を貸すのか、あるいは県の制度融資を使っただけなのかというときに、恐らく県の制度融資の方が利率は低いと思うのです。そういったところを勘案して、契約の仕方に趣旨の逸脱等があれば、対応していきたいと思います。

○質疑（門田委員） そのレベルならいいのですが、さらにそれが拡大していきますと、とりあえず非常にいい制度があるのでお借りする、今まで借りているのを返すという形で利用されるとすれば、事業者は非常にいいし、金融機関もいいし、そういうふうにご利用されるところまでいってしまうと、今あなたがおっしゃった趣旨を超え

てしまっているのではないですか。

○答弁（金融課長） 借りかえ資金を制度融資で調達するというについては、一部厳しい条件の中で認めております。県の緊急経営基盤強化資金がありますけれども、この中で、既にこれまで保証をつけて借りておられるところが、ある程度将来の見込みが立ったという時点で、保証分の中で、借りかえができるという、制度融資の中ではすごく限定されたやり方ではありますが、制度融資全般がそういう方向で使われるというのは少しあり得ない、あるいはあってはならないことだと思います。

○意見（門田委員） 最後に、余り拡大し過ぎて、最後おっしゃった、あってはならない部分までいってしまうと、いかがなものかと思えます。

(5) 閉会 午後0時5分